

太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定について

県では、太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が、市町村や地域の理解を得ながら施設を適正に設置・管理し、地域社会との共生が図られた太陽光発電事業の円滑な実施を促進するためのガイドラインを策定しました。

1 背景

(1) 太陽光発電施設の急速な普及拡大

- ・固定価格買取制度(H24.7月)の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が全国的に拡大
- ・本県の導入量は156万kWで全国第1位(H28.3月現在)



(2) 事業者と地域とのトラブルの増加

- ・施設の設置・運営に関する法令等がないため、景観や自然環境への影響、安全に対する不安等から、事業者と地域住民との間でトラブルとなる事案が発生。

2 目的

- 太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が、本ガイドラインに基づき、市町村や地域の理解を得ながら施設を適正に設置・管理

- 地域社会との共生が図られた太陽光発電事業の円滑な実施



3 対象

- (1) **出力50kW以上**の事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く)
- (2) 実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる施設(**分割案件**)も対象

4 ガイドラインで定める主な事項

(1) 計画段階

ア 設置するのに適当でないエリア

- ・法令上開発行為が厳しく制限されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域(自然公園特別地域、保安林、土砂災害警戒区域等)

イ 施設の適正な設置

- ・市町村との事前協議(事業概要書の提出、進め方等の事前協議)
- ・地域の理解促進(地域住民や企業等周辺関係者への説明)

ウ 施工に当たって配慮すべき事項

- ・生活環境：騒音対策、反射光対策、緩衝帯の設置等
- ・景観：フェンス、植栽等による対策、山並みや眺望の対策等
- ・防災・安全：盛土・切土面の保護、土砂崩れ対策、雨水・排水対策等
- ・緊急連絡先の表示



(2) 施設設置後の適正な維持管理等

- ア **適正な維持管理**(施設の保守点検、緊急連絡先の表示、災害発生時の対応等)

- イ **撤去・廃棄**(撤去・廃棄に係る計画の検討)

※ 既に工事着手・発電開始している事業者にもガイドラインの対応を依頼

※ 10kW以上50kW未満の施設でも施設の施工や管理についてガイドラインの対応を依頼

※ 市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合、市町村の条例等を適用

5 施行期日

平成28年10月1日

茨城県生活環境部環境政策課地球温暖化対策室

TEL : 029-301-2939 FAX : 029-301-2949